

平成 27 年 5 月 12 日

各 位

上 場 会 社 名 株式会社 P & P ホールディングス  
(コード番号 : 6068 ジャスダック)  
本 社 所 在 地 東京都新宿区新宿三丁目 27 番 4 号  
代 表 者 代表取締役社長 山室正之  
問 合 せ 先 経営企画部長 濑畠努  
TEL (03) 3359-2744

### テンプスタッフ株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、以下のとおり、テンプスタッフ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（但し、当社が所有する自己株式を除きます。以下「当社株式」といいます。）及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様及び新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を経て、当社株式及び新株予約権の全てを取得することを企図していること及び当社株式が上場廃止となる予定であることを前提としております。

#### 1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	テンプスタッフ株式会社
(2) 所 在 地	東京都渋谷区代々木二丁目 1 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 水田 正道
(4) 事 業 内 容	労働者派遣事業、有料職業紹介事業等
(5) 資 本 金	1,010,723,269 円
(6) 設 立 年 月 日	昭和 48 年 5 月
(7) 大株主及び持株比率	テンプホールディングス株式会社 100%
(8) 上場会社と公開買付者の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

## 2. 買付け等の価格

(1) 普通株式 1 株につき、504 円

(2) 新株予約権

- ① 当社を株式移転設立完全親会社とする平成 24 年 10 月 1 日に実施された単独株式移転に際して、株式移転完全子会社の第 5 回新株予約権に代わるものとして平成 24 年 10 月 1 日に交付された第 1 回新株予約権（以下「第 1 回新株予約権」といいます。） 1 個につき、30,400 円
- ② 当社を株式移転設立完全親会社とする平成 24 年 10 月 1 日に実施された単独株式移転に際して、株式移転完全子会社の第 6 回新株予約権に代わるものとして平成 24 年 10 月 1 日に交付された第 2 回新株予約権（以下「第 2 回新株予約権」とい、第 1 回新株予約権と第 2 回新株予約権を併せて「本新株予約権」といいます。） 1 個につき、50,300 円

## 3. 本公司買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公司買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、その保有する当社株式を本公司買付けに応募することを推奨する旨、及び新株予約権者の皆様に対しては、その保有する本新株予約権を本公司買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(6) ⑤ 当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」記載の方法により決議されております。

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公司買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公司買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、平成 27 年 5 月 12 日に開催された公開買付者の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。） JASDAQ スタンダード市場（以下「JASDAQ 市場」といいます。）に上場している当社株式及び本新株予約権の全てを取得し、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として本公司買付けを実施することを決議したことです。

本公司買付けにおいては、本公司買付けが成立した場合に公開買付者が所有する当社の議決権数が 3 分の 2 以上となるよう買付予定数の下限を 7,264,600 株（注 1）（注 2）としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行わないということです。一方、本公司買付けにおいては、買付予定数の上限を設けていないため、応募株券等の総数が買付予定数の下限（7,264,600 株）以上の場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行うとのことです。

なお、公開買付者は、本日現在、当社株式を所有しておりませんが、平成 27 年 5 月 12 日に、当社の代表取締役社長である山室正之氏との間で、本公司買付けによらずに、山室正之氏が所有する当社株式 100 株を、公開買付者が本公司買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に（株式譲渡の効力発生日は平成 27 年 5 月 20 日を目途とする日）本公司買付けにおける普通株式の買付け等の価格（以下「本公司買付価格」といいます。）により買い受ける旨の株式譲渡契約を締結しているとのことです。

（注 1）当社の議決権数は、当社が平成 27 年 5 月 12 日に提出した平成 27 年 3 月期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「当社平成 27 年 3 月期決算短信」といいます。）に記載された平成 27 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（10,963,000 株）から、当社平成 27 年 3 月期決算短信に記載された平成 27 年 3 月 31 日現在の自己株式数（187,200 株）を控除した数（10,775,800 株）に、当社が平成 26 年 6 月 30 日に提出した第 2 期有価証券報告書に記載された平成 26 年 3 月 31 日現在の本新株予約権の目的となる株式の数（第 1 回新株予約権の目的となる株式の数 92,800 株及び第 2 回新株予約権の目的となる株式の数 54,100 株）の合計数（146,900

株）から、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに行使された又は失効した本新株予約権 257 個（第 1 回新株予約権 257 個）の目的となる株式の数（25,700 株）を控除した数（121,200 株）を加算した数（10,897,000 株）に係る議決権数（108,970 個）としているとのことです。

(注 2) 買付予定数の下限は、上記（注 1）の議決権数（108,970 個）に 3 分の 2 を乗じた数（小数点以下切上げ）（72,647 個）に 100 株を乗じた数（7,264,700 株）から、公開買付者が平成 27 年 5 月 20 日を目途として取得する予定の当社株式の数（100 株）を控除した数（7,264,600 株）とのことです。

本公開買付けにより、公開買付者が当社株式の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、当社に対して、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載されている各手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）の実施を要請し、当社を公開買付者の完全子会社とする予定とのことです（以下、本公開買付け及び本完全子会社化手続を併せて「本取引」といいます。）。

本公開買付けに際して、公開買付者は、当社の代表取締役社長であり筆頭株主の山室正之氏（2,819,800 株、株式所有割合（注 3）25.88%）、山室正之氏の親族であり当社の第三位株主である山室かおる氏（525,200 株、株式所有割合 4.82%）、及び山室正之氏の親族がその株式の全てを所有し、山室かおる氏が代表取締役を務めている、当社の第二位株主である株式会社ワイ・リンク（以下「ワイ・リンク」といいます。）（2,716,000 株、株式所有割合 24.92%）との間で、平成 27 年 5 月 12 日付で本公開買付けへの応募に関する契約書（以下「本応募契約」といいます。）を締結しており、山室正之氏、山室かおる氏及びワイ・リンク（以下「応募予定株主」と総称します。）が所有する当社株式の全て（合計 6,060,900 株（山室正之氏が公開買付期間中に、本公開買付けによらずに公開買付者に譲渡する予定の当社株式 100 株を除いております。）、株式所有割合 55.62%）について本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。本応募契約の概要については、下記「4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。なお、山室正之氏は、第 2 回新株予約権 385 個（目的となる株式の数 38,500 株、株式所有割合 0.35%）を所有しておりますが、その全てを権利行使した上で普通株式として本公開買付けに応募する旨を本応募契約の中で合意しているとのことです。

(注 3) 株式所有割合は、(注 1) に記載した当社の議決権数（108,970 個）を分母にして算出した議決権の比率（小数点以下第三位を四捨五入。以下、比率の計算において同様です。）とのことです。以下同じです。

## ② 本公開買付けが実施されるに至った背景

当社は、昭和 62 年 1 月に各メーカーの多様化する商品群の販売促進活動を支援することを目的に株式会社ピー・アンド・ピーとして設立され、平成 24 年 10 月に同社が単独株式移転を実施することにより同社の完全親会社となりました。現在、当社グループは、当社及び子会社 6 社（非連結子会社 1 社を含みます。）で構成され（以下、当社及び子会社 6 社を総称して「当社グループ」といいます。）、「私たちは、生活者と企業の間を円滑にするサービスを提供し、すべての人の豊かさ向上に貢献します」を経営理念とし、生活者の皆様と企業の皆様の架け橋となり、すべての皆様の豊かさの向上に貢献する企業グループを目指すべく、以下の 4 つの事業を柱として全国規模で事業を展開しています。

### S P O サービス事業（セールス・プロセス・アウトソーシングサービス）

放送・通信キャリア・一般消費財メーカー等を中心に販売支援・営業支援に係るサービスを提供しております。

### B Y S サービス事業（バックヤード・サポートサービス）

小売店舗・倉庫の商品棚卸代行業務、販売プロセスのバックヤード作業支援（商品の仕分け・

梱包) 等のサービスを提供しております。

#### HRサービス事業（ヒューマン・リソースサービス）

オフィスシーン向け人材派遣・コールセンター業務請負、人材紹介等のサービスを提供しております。

#### その他の事業

Webを使った新しい販促プロモーションサイト「もにったー」や成果報酬型求人サイト「おいしい仕事」等を提供しております。

当社は、昨今の人材サービス業界、特に、当社が主力とする販売・営業支援事業を取り巻く事業環境について、生活者のライフスタイルの変化及び需要の多様化により、製品ライフサイクルの短期化とサービスメニューの多様化が進んでおり、当社の顧客であるメーカーや小売店等の企業が求める販売・営業活動が高度化かつ複雑化し、こうした傾向は今後も加速していくものと考えております。そうした中で、当社が今後一層の成長を目指すには、競合他社との一層の差別化とコスト競争力を備える必要があり、具体的には、以下の点が当社の課題であると認識しております。

##### (i) 営業面

- 顧客企業が求める販売・営業活動が高度化かつ複雑化している状況に対応するため、当社が提供する販売・営業支援事業のサービスについても一層の向上が必要となること
- 新規商材や新規業界の開拓への取組み及び既存商材とのシナジー効果を創出するため、販売・営業支援領域に限らない顧客との接点を増やす必要があること

##### (ii) 人材採用面

- 少子高齢化により、当社が採用する派遣労働者の中心的な年齢層である若年層の人口が減少しており、今後はシニア層や主婦層等の多様な人材を活用する必要があること
- アベノミクス効果や政府による金融緩和を背景として企業業績が回復傾向にある中、顧客企業から求められる人材像は高度化かつ複雑化し、当社における派遣労働者の採用期間もタイト化する中で、派遣労働者の安定的な確保と教育・研修体制の強化が必要となっていること

##### (iii) 管理面

- 派遣労働者の採用コストや社会保険料等の上昇により、粗利の確保が喫緊の課題であり、従来の利益率を確保するためにはより一層のスケールメリットを活かした販管費削減策の実行が必要であること

一方、公開買付者は、事務処理サービス請負業を目的として昭和48年5月に設立され、平成20年10月1日に、公開買付者及びピープルスタッフ株式会社（現：テンプスタッフ・ピープル株式会社）が、株式移転の手法により共同持株会社であるテンプホールディングス株式会社（以下「テンプホールディングス」といいます。）を設立し、現在、公開買付者はテンプホールディングス並びにその子会社及び関連会社（以下「公開買付者グループ」と総称します。）の中核企業として、国内における人材派遣及びアウトソーシング（業務委託）事業を展開しております。

公開買付者グループは、人材にまつわる様々なビジネスを提供する総合人材サービスを主たる事業としており、「雇用の創造」「人々の成長」「社会貢献」を経営理念に掲げ、柔軟な労働市場の形成への要請に応え、雇用形態にかかわらない多元的な人材活用や、成熟産業から成長産業への失業なき労働移動、仕事と子育ての両立支援など、働き方の多様な選択肢の提供を通じて、雇用の流動化と安定化の実現を目指しているとのことです。

体制面においては、グループ経営の効率化と経営資源の最適配分を目指すべくマネジメントラインを再設計した従前の「派遣」「BPO」「ITO」「エンジニアリング」「メディア」「キャリア」「NED」の7つのセグメント体制を、平成28年3月期から、更なるセグメント機能の充実と関連する事業の連携強化を図るため、「派遣・BPO」「ITO」「エンジニアリング」「リクルーティング」の4つのセグメントへ移行し、各セグメントにおける戦略立案機能及び推進力の強化、グループ全体を統括する機能別役割や責任の明確化を図り、変化の早い事業環境に対する機動的な経営判断を実現し、各事業における成長速度の引き

上げを目指していく方針とのことです。以上を踏まえ、公開買付者グループはこれからも「はたらく歓びを、いっしょにつくる」というスローガンの下、創業以来のノウハウと経験を活かし、企業の発展を支える最適なパートナーとして、また、働きたいと願うすべての方々に「はたらく歓び」が実感できる就業機会を提供することで、社会から必要とされる社会的なインフラとしての人材サービスを目指していくとのことです。

公開買付者グループは、人材サービス業界を取り巻く環境は、企業における人材活用の変化や働く人々の就業意識の変化を受けて、社会構造の変遷とともに変化しており、現在は、少子高齢化に伴う労働力人口の減少、労働形態の多様化・非正規雇用の増加、30～40代女性における労働率の低さ、産業構造の変化による労働のミスマッチなどの構造的な問題に、法律や規制の改定・変更、日系企業の海外進出に伴うグローバル人材の獲得競争の激化と海外就職希望者の増加などの変化が加わることで、業界を取り巻く環境は、今後も大きく変わろうとしているとの認識を有しているとのことです。

テンプホールディングスは、このような環境認識の下、平成26年11月から当社の代表取締役社長であり、筆頭株主である山室正之氏との間で、今後の人材サービス業界及び両社の在り方について意見交換を実施する中で、上述のような人材サービス業界における諸問題に対処し企業価値向上を目指していくためには、当社株式を取得し当社をグループ会社化した上で、両社が有する経営資源及びノウハウを結集することが、両社の更なる成長に寄与するとの考えに至ったとのことであり、当社は平成26年12月12日にテンプホールディングスより当社株式を取得することに関心があり、今後、両社間で協議したい旨の意向の表明を受けました。当社は、かかる意向の表明を受けて以降、事務系領域に強みを持つ公開買付者グループは、販売・営業領域に強みを持つ当社グループとの間で互いに強みを持つ事業領域の重複が少なく、相互補完的な関係を構築することが可能な相手先であることに加え、人材サービス業界の大手企業として有する派遣労働者の募集・管理システムや多種多様な業界に亘る顧客ネットワーク、多数のM&Aを通じて蓄積された経営管理ノウハウ、及び業界に精通した豊富なマネジメント層のように、当社の課題解決に資する経営資源を数多く有しております、公開買付者グループとの取組みにより当社の一層の成長を期待できるとの考えの下、公開買付者グループとの間で、両社の企業価値向上に向けた関係構築の可能性について、複数回にわたって協議・検討を行ってまいりました。

上記協議・検討の結果、当社は、公開買付者グループと当社が資本関係を構築することで、当社においては、公開買付者グループが保有する経営資源やノウハウを活用することにより、当社の更なる企業価値の向上が期待できること、公開買付者グループにおいては、サービスラインナップの更なる強化、顧客企業及び求職者に向けたサービス提供体制の拡充に繋がるとの考えに至りました。

また、公開買付者グループにおいては、両社の企業価値の最大化を目指すには、共通の事業戦略の下で緊密に連携し一体となって事業展開することが重要であり、そのためには単なる資本提携や親子関係に留まらず、当社が公開買付者の完全子会社となって公開買付者グループの一員として事業経営を行うことが望ましいと判断したことであり、当社も、前述の市場環境及び当社課題に対応するにはこれまで以上の経営判断スピードが必要であることに加え、両社の経営資源及びノウハウを最大限に有効活用するには、当社が公開買付者の完全子会社として両社が強固な関係の中で事業連携を行うことが望ましいと判断し、当社及びテンプホールディングスは、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とした本公開買付けの実施の検討に関する基本合意書を平成27年3月17日に締結いたしました。

その後、公開買付者によれば、公開買付者グループは、公開買付者グループによる当社へのデュー・ディリジェンスを経て、当社の完全子会社化に向けた検討を継続していたとのことであり、平成27年4月28日に、公開買付者は当社に、下記「③ 当社取締役会における意思決定に至る過程」に記載のとおり最終意向表明書を提出し、さらに、平成27年4月30日に、下記「③ 当社取締役会における意思決定に至る過程」に記載のとおり追加意向表明書を提出したとのことです。他方、公開買付者は平成27年4月27日から、応募予定株主との間でも協議・交渉を続けてきたとのことです。

公開買付者グループは、当社及び応募予定株主とのこれらの協議・交渉を経て、本公開買付けの実施を通じて当社を完全子会社化することが最善の選択であるとの結論に至り、また、公開買付者グループの中でも販売領域の人材派遣を扱うテンプスタッフ株式会社が公開買付者となることが当社とのシナ

ジーを生みやすいとの考え方から、テンプスタッフ株式会社を公開買付者とすることが望ましいと判断したことであり、公開買付者は、平成 27 年 5 月 12 日開催の公開買付者の取締役会において、本公司公開買付けの実施を決定したことです。また、公開買付者は、山室正之氏（2,819,800 株、株式所有割合 25.88%）、山室かおる氏（525,200 株、株式所有割合 4.82%）、及びワイ・リンク（2,716,000 株、株式所有割合 24.92%）との間で、平成 27 年 5 月 12 日付で本応募契約を締結したことです。

### ③ 当社取締役会における意思決定に至る過程

当社は、平成 27 年 4 月 28 日付で、公開買付者より、(i) 公開買付者における本取引の目的と想定されるシナジー、(ii) 公開買付価格を 1 株当たり 500 円とすることを含む本公司公開買付けに係る諸条件、(iii) 本公司公開買付け成立後の経営体制に係る方針及び(iv) 本公司公開買付け成立後の組織再編等の方針等を記載した最終意向表明書を受領いたしました。かかる最終意向表明書を受け、当社は平成 27 年 4 月 30 日に、公開買付者に対して公開買付価格を 1 株当たり 504 円に引き上げるように要請したところ、同日付で公開買付者より、公開買付価格を 1 株当たり 504 円とすることを受け入れる旨が記載された追加意向表明書を受領するに至りました。

当社は、公開買付者より受領した最終意向表明書（平成 27 年 4 月 28 日付）及び追加意向表明書（平成 27 年 4 月 30 日付）について慎重に検討した結果、当社が公開買付者の完全子会社となり、両社が強固な関係を構築し事業連携を行うことで、具体的には以下の観点から、本取引が当社グループの企業価値向上に資する取組みであると判断いたしました。

- (i) 当社グループの強みである販売・営業領域と公開買付者グループの強みである事務系領域の補完により、顧客企業に対するソリューション力の向上が期待できること
- (ii) 公開買付者が有する派遣労働者採用に係る募集ノウハウ、人材集客力及び教育・研修体制を活用することで、当社グループの派遣労働者の採用安定化と顧客企業に対するマッチング力の向上が期待できること
- (iii) 公開買付者グループの事業規模の中でスケールメリットを追求することができることに加え、公開買付者グループが有する経営管理ノウハウを取り入れ、人材の交流を図ることで、当社グループの一層の経営効率向上が期待できること

また、下記「(3) 算定に関する事項」に記載の株式価値算定書、下記「(6) ③ 当社における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言、下記「(6) ④ 当社における利害関係を有しない社外取締役及び社外監査役からの意見の入手」に記載の入手した意見書等を踏まえ、本公司公開買付価格である 1 株当たり 504 円は、本公司公開買付け公表日の前営業日である平成 27 年 5 月 11 日の当社株式の東京証券取引所 JASDAQ 市場における終値 339 円に対して 48.67%、平成 27 年 5 月 11 日までの直近 1 ヶ月の終値単純平均値 332 円（小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算において同様です。）に対して 51.81%、平成 27 年 5 月 11 日までの直近 3 ヶ月の終値単純平均値 332 円に対して 51.81%、平成 27 年 5 月 11 日までの直近 6 ヶ月の終値単純平均値 326 円に対して 54.60% のプレミアムを加えた金額であること、及び本公司公開買付価格が当社の第三者算定機関である株式会社レコフ（以下「レコフ」といいます。）より取得した株式価値算定書に示された 1 株当たりの株式価値の範囲も考慮し、本公司公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に検討を行った結果、本公司公開買付価格及び本公司公開買付けのその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本取引は、少数株主を含む当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、本公司公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、その保有する当社株式を本公司公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。また、本公司公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、第 1 回新株予約権の公開買付価格は、本公司公開買付価格 504 円と第 1 回新株予約権の当社株式 1 株当たりの権利行使価額 200 円の差額である 304 円に、第 1 回新株予約権 1 個当たりの目的となる当社株式の数である 100 を乗じた金額である 30,400 円と決定されており、第 2 回新株予約権の公開買付価格は、本公司公開買付価格 504 円と第 2 回新株予約権の当社株式 1 株当たり

の権利行使価額 1 円の差額である 503 円に、第 2 回新株予約権 1 個当たりの目的となる当社株式の数である 100 を乗じた金額である 50,300 円と決定されていることから、当社は、新株予約権者の皆様にも、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記の当社取締役会には、当社の監査役 3 名（常勤監査役 1 名、社外監査役 2 名）全員が出席し、いずれも、取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、当社の株主及び新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することについて異議がない旨の意見を述べております。なお、当社取締役会の決議の詳細については、下記「(6) ⑤ 当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。

#### ④ 本公開買付け後の経営方針

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付けにより、公開買付者が当社株式の全てを取得できなかった場合には、当社に対して、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載されている各手続の実施を要請し、当社を公開買付者の完全子会社とする予定とのことです。

なお、公開買付者は、期待されるシナジー効果をできる限り早期に実現するため、必要な施策（例えば、公開買付者の顧客企業に対して、当社のサービスを提供していく等）を当社と協議し速やかに実行していく考えとのことです。当社の経営体制につきましては、当社は、当社取締役会の過半数が公開買付者から派遣される取締役となるよう、平成 27 年 6 月 26 日に開催予定の当社の第 3 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、(i) 本公開買付けの成立を停止条件として、当社の定款に定める取締役の員数を 13 名以内とする旨の定款変更議案を上程すること、(ii) 本公開買付けの成立及び(i) の定款変更議案の承認を停止条件として、公開買付者が指定する取締役候補者 7 名を当社の取締役に選任する旨の選任議案を上程すること、並びに(iii) 本公開買付けの成立及び(i) の定款変更議案の不承認を停止条件として、公開買付者が指定する取締役候補者 4 名を当社の取締役に選任する旨の選任議案を上程することを、公開買付者との間で合意する旨を決議しております。当社は、公開買付者との間で、平成 27 年 5 月 12 日付で、かかる合意に関する合意書を締結しております。なお、当該定款変更及び役員選任につきましては、本日別途開示しております適時開示「定款変更（予定）及び取締役の選任（予定）に関するお知らせ」をご参照ください。

公開買付者は、応募予定株主との間で、本公開買付けの成立を条件として、かかる定款変更議案及び取締役選任議案が本定時株主総会に上程されたときには、応募予定株主が当該議案に対して賛成の議決権行使を行うこと、その他本定時株主総会における全ての議決権を公開買付者の指示に従い行使することを、本応募契約において合意しているとのことです。また、公開買付者によれば、本公開買付けの成立後においては、これらの取締役が当社の経営に関与する予定であるほか、当社の子会社である株式会社ピーアンドピー、株式会社ピーアンドピー・キャリア及び株式会社ピーアンドピー・インベックスについては、それぞれの常勤の代表取締役副社長に公開買付者グループからの出向者が就任する予定とのことです。さらに、本公開買付けの成立後 1 年間を目途として山室正之氏が引き続き当社の代表取締役に就任することを予定しているとのことです。その他の経営体制については現時点で決定しているものではなく、本公開買付け成立後に、当社及び公開買付者との間で協議・検討してまいります。なお、本日時点において、公開買付者から当社に対する役員の派遣はございません。

#### (3) 算定に関する事項

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるレコフに対し、当社株式の価値算定を依頼し、平成 27 年 5 月 11 日付で株式価値算定書を取得しております。なお、レコフは、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、当社及び公開買付者との間で重要な利害関係を有しません。また、当社は、レコフから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

レコフは、当社株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社の経営陣から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、当社株式の価値算定を実

施しました。

レコフは、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカウンティング・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて、当社株式の価値を算定しています。

レコフが上記各手法に基づき算定した当社株式の1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	326 円	～	332 円
類似会社比較法	363 円	～	613 円
DCF法	461 円	～	605 円

市場株価平均法では、本公開買付けの公表日である平成 27 年 5 月 12 日の前営業日である平成 27 年 5 月 11 日を算定基準日として東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社株式の直近 6 ヶ月終値単純平均値（326 円）、直近 3 ヶ月終値単純平均値（332 円）、直近 1 ヶ月終値単純平均値（332 円）を基に当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を、326 円～332 円と算定しております。

次に、類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を、363 円～613 円と算定しております。

最後に、DCF 法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 28 年 3 月期以降 3 か年の当社の財務予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を算定し、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を、461 円～605 円と算定しております。また、レコフが DCF 法による算定の際に前提とした当社の将来の財務予測は、本取引を前提として作成されたものではなく、また、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。

なお、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、第 1 回新株予約権の公開買付価格は、本公開買付価格 504 円と第 1 回新株予約権の当社株式 1 株当たりの権利行使価額 200 円の差額である 304 円に、第 1 回新株予約権 1 個当たりの目的となる当社株式の数である 100 を乗じた金額である 30,400 円と決定されており、第 2 回新株予約権の公開買付価格は、本公開買付価格 504 円と第 2 回新株予約権の当社株式 1 株当たりの権利行使価額 1 円の差額である 503 円に、第 2 回新株予約権 1 個当たりの目的となる当社株式の数である 100 を乗じた金額である 50,300 円と決定されていることから、本新株予約権については、第三者算定機関から算定書を取得しておらず、本新株予約権の買付け等の価格は、レコフが行った当社株式の価値の算定の対象に含まれておりません。

(注) レコフは、上記株式価値算定書の提出に際して、当社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報及び一般に公開された情報等を使用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであること並びに当社の株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で、レコフに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びその子会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含む。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、レコフの株式価値算定書は平成 27 年 5 月 11 日現在までの情報と経済条件を前提としたものであり、また算定において使用した当社の財務予測については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としております。

#### (4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所 JASDAQ 市場に上場されておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は本公開買付けが成立し、その後、

下記「(5) 本公司買付後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社株式の全ての取得を目的とした手続を実施することを予定しているとのことですので、その場合、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となります。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所 JASDAQ 市場において取引することはできません。

#### (5) 本公司買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、公開買付者より、本公司買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、上記「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、当社を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公司買付けにより、公開買付者が当社株式の全てを取得できなかった場合には、本公司買付け成立後に、以下の方法により、本完全子会社化手続を企図しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、本公司買付けの成立により公開買付者が当社の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至った場合には、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 179 条に基づき、当社の株主（当社及び公開買付者を除きます。）の全員に対し、その有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）するとともに、併せて、本新株予約権の新株予約権者（当社及び公開買付者を除きます。）の全員に対し、その有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求（以下「新株予約権売渡請求」といい、株式売渡請求と併せて「株式等売渡請求」と総称します。）する予定とのことです。株式売渡請求においては、当社株式 1 株当たりの対価として、本公司買付価格と同額の金銭を当社の株主（当社及び公開買付者を除きます。）に対して交付することを定める予定であり、また、新株予約権売渡請求においては、第 1 回新株予約権又は第 2 回新株予約権各 1 個当たりの対価として、本公司買付けにおける第 1 回新株予約権又は第 2 回新株予約権のそれぞれの買付け等の価格と同額の金銭を当社の本新株予約権の新株予約権者（当社及び公開買付者を除きます。）に対して交付することを定める予定とのことです。この場合、公開買付者は、その旨を、当社に通知し、当社に対し株式等売渡請求の承認を求めるとのことです。当社がその取締役会の決議により当該株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、当社の株主及び新株予約権の新株予約権者の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、当該株式等売渡請求において定めた取得日をもって、①当社の株主（当社及び公開買付者を除きます。）の全員が所有する当社株式の全部及び②本新株予約権の新株予約権者（当社及び公開買付者を除きます。）の全員が所有する本新株予約権の全部を取得することになります。当該各株主又は当該各新株予約権者の所有していた当社株式又は本新株予約権の対価として、公開買付者は、①当該各株主に対し、当社株式 1 株当たり本公司買付価格と同額の金銭を、②当該各新株予約権者に対し、第 1 回新株予約権又は第 2 回新株予約権各 1 個当たり本公司買付けにおける第 1 回新株予約権又は第 2 回新株予約権のそれぞれの買付け等の価格と同額の金銭を交付する予定とのことです。なお、当社は、公開買付者よりかかる株式等売渡請求がなされた場合には、当社の取締役会にてかかる株式等売渡請求を承認する予定です。

他方で、本公司買付けの成立により公開買付者が当社の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、当社株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、当社の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の当社株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、株主の皆様に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当社株式を公開買付者又は当社に売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本公司買付けに応募されなかった当社の各株主（当社及び公開買付者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公司買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と

同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、当社株式の併合の割合は、本日時点において未定ですが、公開買付者が当社株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（当社及び公開買付者を除きます。）の皆様の所有する当社株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

株式等売渡請求がなされた場合については、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、株主及び新株予約権者は、その有する当社株式及び本新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。また、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4その他の関係法令の定めに従い、当社の株主の皆様は、当社に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨が定められています。

上記各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の当社株式の所有状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があるとのことです。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社の各株主（当社及び公開買付者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。また、本公開買付けに応募されなかった当社の新株予約権者に対して金銭を交付する場合には、本公開買付けにおける第1回新株予約権又は第2回新株予約権のそれぞれの買付け等の価格と同一になるよう算定する予定とのことです。もっとも、株式等売渡請求に関する売買価格の決定の申立て又は株式併合についての株式買取請求に関する価格の決定の申立てがなされた場合において、当社株式及び本新株予約権（株式併合については当社株式）の売買価格又は株式買取請求に関する価格は、最終的に裁判所が判断することになります。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立により公開買付者が当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合であって、本公開買付けにより本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、当社に対して、本新株予約権の取得及び消却その他完全子会社化に合理的に必要な手続を実施することを要請し、又は実施することを予定しているとのことです。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ないとのことです。また、本公開買付け又は上記手続による金銭等の受領、及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主及び新株予約権者の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

#### （6）本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社及び公開買付者は、当社の代表取締役社長であり筆頭株主の山室正之氏（株式所有割合25.88%）、山室正之氏の親族であり当社の第三位株主である山室かおる氏（株式所有割合4.82%）、及び山室正之氏の親族がその株式の全てを所有し、山室かおる氏が代表取締役を務めている、当社の第二位株主であるワイ・リンク（株式所有割合24.92%）が公開買付者と本応募契約を締結しており、必ずしも当社の筆頭株主である山室正之氏、第三位株主である山室かおる氏及び第二位株主であるワイ・リンクと当社の他の株主の皆様との利害が一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保すべく、以下のような措置を講じております。

##### ① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

上記「(3) 算定に関する事項」に記載のとおり、当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるレコフから平成27年5月11日付で株式価値算定書を取得しております。なお、レコフは、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、当社及び公開買付者との間で重要な利害関係を有しません。また、当社は、レコフから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格の決定に当たり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼したことです。なお、SMB C日興証券は公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないことです。

SMB C日興証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて、当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は、SMB C日興証券から平成27年5月12日に当社の株式価値に関する株式価値算定書（以下「SMB C日興証券株式価値算定書」といいます。）を取得したことです。なお、公開買付者は、SMB C日興証券から、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないことです。

SMB C日興証券株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法	332 円	～	332 円
DCF 法	471 円	～	580 円

市場株価法では、平成27年5月11日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所JASDAQ市場における直近1ヶ月終値単純平均値332円、直近3ヶ月終値単純平均値332円をもとに、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を332円から332円と分析していることです。

DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画等を踏まえて公開買付者が独自に検討した事業計画、直近までの業績動向、マネジメントインタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が平成28年3月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を、471円から580円と分析していることです。

公開買付者は、SMB C日興証券から取得したSMB C日興証券株式価値算定書の算定結果に加え、公開買付者において実施した当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社及び応募予定株主との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成27年5月12日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり504円とすることを決定したことです。

なお、本公開買付価格である1株当たり504円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成27年5月11日の当社株式の東京証券取引所JASDAQ市場における終値339円に対して48.67%、平成27年5月11日までの直近1ヶ月の終値単純平均値332円に対して51.81%、平成27年5月11日までの直近3ヶ月の終値単純平均値332円に対して51.81%、平成27年5月11日までの直近6ヶ月の終値単純平均値326円に対して54.60%のプレミアムを加えた金額となることです。

(ii) 本新株予約権

第1回新株予約権及び第2回新株予約権については、いずれも本日現在において、すでに行使期間が開始しており、かつ、1株当たりの権利行使価額が本公開買付価格を下回っていること、また、発行要項においてかかる新株予約権を譲渡するには当社の取締役会の承認が必要とされているところ、当社が取締役会にて本公開買付けに対する本新株予約権の応募に伴う譲渡を承認する決議をしていることから、①第1回新株予約権の公開買付価格を、本公開買付価格504円と第

1回新株予約権の当社株式1株当たりの権利行使価額200円の差額である304円に、第1回新株予約権1個当たりの目的となる当社株式の数である100を乗じた金額である30,400円とし、②第2回新株予約権の公開買付価格を、本公開買付価格504円と第2回新株予約権の当社株式1株当たりの権利行使価額1円の差額である503円に、第2回新株予約権1個当たりの目的となる当社株式の数である100を乗じた金額である50,300円とすることを決定しているとのことです。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおける本新株予約権の公開買付価格の決定に際し、第三者算定機関からの算定書等を取得していないとのことです。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するため、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点に関する法的助言を受けております。

④ 当社における利害関係を有しない社外取締役及び社外監査役からの意見の入手

本公開買付けに係る当社の意見表明は、第三者である公開買付者が、応募予定株主からの当社株式合計6,060,900株（株式所有割合55.62%）の取得を前提として行う公開買付けに対する意見表明に係るものであり、東京証券取引所の企業行動規範に定める「支配株主との重要な取引等」に該当いたします。また、本公開買付け後に予定されている本完全子会社化手続（詳細は、上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおりです。）は、本完全子会社化手続の時点においては公開買付者が支配株主に該当し、いわゆる「支配株主との重要な取引等」に該当いたします。本公開買付け時点の支配株主と本完全子会社化手続時点の支配株主は異なりますが、当社としては、本取引が一連の取引であることから、本公開買付けの段階で、本公開買付け時点の少数株主と本完全子会社化手続時点の少数株主の皆様にとって、当社株式の全てを取得する本取引の公正性を確保し、利益相反を回避するべく、当社は、平成27年4月中旬に、当社及び公開買付者との間に利害関係を有しない者として、当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役の馬田啓一氏並びに社外監査役の杉山浩氏及び三木敬裕氏に対して、本取引が少数株主にとって不利益なものではないかについて諮詢いたしました。

上記1名の社外取締役及び2名の社外監査役は、本取引の意義に関する当社の説明、上記「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の株式価値算定書その他の資料を踏まえ、当社における本取引の意義、本取引により期待できるシナジーの内容、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件の当社の株主及び新株予約権者にとっての妥当性、本取引の意思決定過程の公正性について協議及び検討を行いました。その結果、(i) 上記「(2) ② 本公開買付けが実施されるに至った背景」及び「(2) ③ 当社取締役会における意思決定に至る過程」に記載の当社が認識する事業環境及び課題並びに当社が公開買付者の完全子会社となることの必要性及び目的、(ii) 本公開買付価格の交渉経緯、本公開買付価格の当社の市場株価に対するプレミアムの水準、上記「(3) 算定に関する事項」に記載の株式価値算定書には不合理な点は認められないこと、上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」の手続において当社の株主及び新株予約権者に対しては、本公開買付価格と同額の金銭が交付されることが予定されていること、その他、本取引と同種の公開買付け及びその後の非公開化手続と比較して買付条件及び取得条件に不合理な点は認められず、少数株主にとって不利益となる条件も付されていないこと、(iii) 本「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること等を踏まえ、平成27年5月12日付で、当社は、上記1名の社外取締役及び2名の社外監査役から連名で、(i) 本取引は当社の企業価値の向上を目的として行われるものであること、またその目的に不合理な点は認められないことから、その目的は正当であり、(ii) 本取引により株主及び新株予約権者に交付される対価は公正な価格であり、その他の買付条件ないし取得条件についても公正性が確保されており、(iii) 本取引に係る意思決定過程の手続は公正であり、(iv) (i)

乃至(iii)その他の事情を前提にすると、本取引は全体として少数株主にとって不利益なものではないと認められるとの意見書を入手いたしました。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、レコフから取得した株式価値算定書及び算定結果についての説明、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、その他の関連資料を参考の上、本公開買付けを含む本取引に係る諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、当社が公開買付者の完全子会社となり、両社が強固な関係を構築し事業連携を行うことで、(i) 当社グループの強みである販売・営業領域と公開買付者グループの強みである事務系領域の補完により、顧客企業に対するソリューション力の向上が期待できること、(ii) 公開買付者が有する派遣労働者採用に係る募集ノウハウ、人材集客力及び教育・研修体制を活用することで、当社グループの派遣労働者の採用安定化と顧客企業に対するマッチング力の向上が期待できること、及び (iii) 公開買付者グループの事業規模の中でスケールメリットを追求することができることに加え、公開買付者グループが有する経営管理ノウハウを取り入れ、人材の交流を図ることで、当社グループの一層の経営効率向上が期待できることから、本取引が当社グループの企業価値向上に資する取組みであると判断するとともに、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は、(i) 上記「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているレコフによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価平均法に基づく算定結果のレンジを上回るものであり、類似会社比較法及びDCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、(ii) 本公開買付価格 504 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 27 年 5 月 11 日の当社株式の東京証券取引所 JASDAQ 市場における終値 339 円に対して 48.67%、平成 27 年 5 月 11 日までの直近 1 ヶ月の終値単純平均値 332 円に対して 51.81%、平成 27 年 5 月 11 日までの直近 3 ヶ月の終値単純平均値 332 円に対して 51.81%、平成 27 年 5 月 11 日までの直近 6 ヶ月の終値単純平均値 326 円に対して 54.60% のプレミアムを加えた金額であり、合理的範囲であると考えられること、(iii) 本「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められることを踏まえ、当社の株主の皆様にとって妥当であり、少数株主の利益保護に十分留意されており、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

上記の取締役会においては、当社の取締役のうち、代表取締役社長である山室正之氏は、公開買付者との間で本応募契約を締結しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。当該取締役会においては、当社の取締役 6 名のうち、上記 1 名を除く 5 名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様及び新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議しました。また、当該取締役会には当社の監査役 3 名（常勤監査役 1 名、社外監査役 2 名）全員が出席し、いずれも、取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様及び新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することについて異議がない旨の意見を述べております。

⑥ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日としているとのことです。このように、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを意図しているとのことです。

また、当社は、公開買付者との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを過度に制限するような内容の合意を行っておりません。

#### 4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、当社の代表取締役社長であり筆頭株主の山室正之氏（2,819,800 株、株式所有割合 25.88%）、山室かおる氏（525,200 株、株式所有割合 4.82%）、及びワイ・リンク（2,716,000 株、株式所有割合 24.92%）との間で、平成 27 年 5 月 12 日付で本応募契約を締結しているとのことです。

本応募契約において、応募予定株主は、所有する当社株式の全て（合計 6,060,900 株（山室正之氏が公開買付期間中に、本公開買付けによらずに公開買付者に譲渡する予定の当社株式 100 株を除いております。）、株式所有割合 55.62%）について本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。なお、当該合意に基づく応募についての前提条件は、定められていないとのことです。

また、山室正之氏は、第 2 回新株予約権 385 個（目的となる株式の数 38,500 株、株式所有割合 0.35%）を所有しておりますが、その全てを権利行使したうえで普通株式として本公開買付けに応募する旨を本応募契約の中で合意しているとのことです。

#### 5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

#### 6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

#### 7. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

#### 8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

#### 9. 今後の見通し

上記「3.（2）②本公開買付けの実施が決定されるに至った背景」、「3.（2）④ 本公開買付後の経営方針」、「3.（4）上場廃止となる見込み及びその事由」及び「3.（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

#### 10. 支配株主との取引等に関する事項

##### （1）支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社による本公開買付けに係る意見表明は、第三者である公開買付者が、応募予定株主からの当社株式合計 6,060,900 株（山室正之氏が公開買付期間中に、本公開買付けによらずに公開買付者に譲渡する予定の当社株式 100 株を除いております。株式所有割合 55.62%）の取得を前提として行う公開買付けに対する意見表明に係るものであり、支配株主との重要な取引等に該当いたします。また、本公開買付け後に予定されている本完全子会社化手続（詳細は、上記「3.（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおりです。）は、いわゆる支配株主との重要な取引等に該当いたします。

当社が、平成 26 年 7 月 8 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引

等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は、「当社と支配株主等との間に取引が発生する場合については、一般の取引状況と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引内容及び条件の妥当性について、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することを基本方針としております。」としております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本取引が、支配株主との重要な取引等に該当することから、当社は、上記「3. (6) 本公司買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本取引が、支配株主との重要な取引等に該当することから、当社は、上記「3. (6) ④ 当社における利害関係を有しない社外取締役及び社外監査役からの意見の入手」に記載のとおり、平成 27 年 5 月 12 日付にて、当社及び公開買付者との間に利害関係を有しない者として、当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役の馬田啓一氏並びに社外監査役の杉山浩氏及び三木敬裕氏から、本取引は全体として少数株主にとって不利益なものではないと認められるとの意見書を入手しております。意見書の概要については、上記「3. (6) ④ 当社における利害関係を有しない社外取締役及び社外監査役からの意見の入手」をご覧ください。

以上

(参考) 公開買付者による公表文（別添）

(別添)

平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 テンプスタッフ株式会社

代表者名 代表取締役社長 水 田 正 道

問合せ先 : 常務取締役 関 喜代司

(TEL. 03-5350-1212)

**株式会社 P & P ホールディングス株券等（証券コード 6068）に対する  
公開買付けの開始に関するお知らせ**

テンプスタッフ株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成27年5月12日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社 P & P ホールディングス（以下「対象者」といいます。）の株券等を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

**1. 買付け等の目的等**

**（1）本公開買付けの概要**

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。） JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ市場」といいます。）に上場している対象者の普通株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（「本新株予約権」及び各新株予約権の名称については、後記「2. 買付け等の概要」の「（3）買付け等の価格」で定義しております。以下同じです。）の全てを取得し、対象者を当社の完全子会社とする目的として本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、本公開買付けが成立した場合に当社が所有する対象者の議決権数が 3 分の 2 以上となるよう買付予定数の下限を 7,264,600 株（注1）（注2）としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行いません。一方、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の下限（7,264,600 株）以上の場合には、当社は、応募株券等の全部の買付けを行います。

なお、当社は、本日現在、対象者株式を所有しておりませんが、平成 27 年 5 月 12 日に、対象者の代表取締役社長である山室正之氏との間で、本公開買付けによらずに、山室正之氏が所有する対象者株式 100 株を、当社が本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に（株式譲渡の効力発生日は平成 27 年 5 月 20 日を目指とする日）本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）により買い受ける旨の株式譲渡契約を締結しております。

（注1）対象者の議決権数は、対象者が平成 27 年 5 月 12 日に提出した平成 27 年 3 月期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「対象者平成 27 年 3 月期決算短信」といいます。）に記載された平成 27 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（10,963,000 株）から、対象者平成 27 年 3 月期決算

短信に記載された平成 27 年 3 月 31 日現在の自己株式数(187,200 株)を控除した数(10,775,800 株)に、対象者が平成 26 年 6 月 30 日に提出した第 2 期有価証券報告書に記載された平成 26 年 3 月 31 日現在の本新株予約権の目的となる株式の数（第 1 回新株予約権の目的となる株式の数 92,800 株及び第 2 回新株予約権の目的となる株式の数 54,100 株）の合計数(146,900 株)から、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに行使された又は失効した本新株予約権 257 個（対象者によれば、第 1 回新株予約権 257 個とのことです。）の目的となる株式の数(25,700 個)を控除した数(121,200 株)を加算した数(10,897,000 株)に係る議決権数(108,970 個)としています。

(注 2) 買付予定数の下限は、上記（注 1）の議決権数(108,970 個)に 3 分の 2 を乗じた数（小数点以下切上げ）(72,647 個)に 100 株を乗じた数(7,264,700 株)から、当社が平成 27 年 5 月 20 日を目指として取得する予定の対象者株式 100 株を控除した数(7,264,600 株)です。

本公開買付けにより、当社が対象者株式の全てを取得できなかった場合には、当社は、対象者に対して、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載されている各手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）の実施を要請し、対象者を当社の完全子会社とする予定です（以下、本公開買付け及び本完全子会社化手続を併せて「本取引」といいます。）。

本公開買付けに際して、当社は、対象者の代表取締役社長であり筆頭株主の山室正之氏(2,819,800 株、株式所有割合（注 3）25.88%)、山室正之氏の親族であり対象者の第三位株主である山室かおる氏(525,200 株、株式所有割合 4.82%)、及び山室正之氏の親族がその株式の全てを所有し、山室かおる氏が代表取締役を務めている、対象者の第二位株主である株式会社ワイ・リンク（以下「ワイ・リンク」といいます。）(2,716,000 株、株式所有割合 24.92%)との間で、平成 27 年 5 月 12 日付で本公開買付けへの応募に関する契約書（以下「本応募契約」といいます。）を締結しており、山室正之氏、山室かおる氏及びワイ・リンク（以下、「応募予定株主」と総称します。）が所有する対象者株式の全て（合計 6,060,900 株（山室正之氏が公開買付期間中に、本公開買付けによらずに当社に譲渡する予定の対象者株式 100 株を除いております。）、株式所有割合 55.62%）について本公開買付けに応募する旨を合意しております。本応募契約の概要については、下記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。なお、山室正之氏は、第 2 回新株予約権 385 個（目的となる株式数 38,500 株、株式所有割合 0.35%）を所有しておりますが、その全てを権利行使したうえで普通株式として本公開買付けに応募する旨を本応募契約において合意しています。

(注 3) 株式所有割合は、（注 1）に記載した対象者の議決権数(108,970 個)を分母にして算出した議決権の比率（小数点以下第三位を四捨五入。以下、比率の計算において同様です。）です。以下同じです。

対象者公表の平成 27 年 5 月 12 日付「テンプスタッフ株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、下記「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書」といいます。）、同「③ 対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言、同「④ 対象者における利害関係を有しない社外取締役及び社外監査役からの意見の入手」に記載の入手した意見書等を

踏まえ、本公開買付価格である 1 株当たり 504 円は、本公開買付け公表日の前営業日である平成 27 年 5 月 11 日の対象者株式の東京証券取引所 JASDAQ 市場における終値 339 円に対して 48.67%、平成 27 年 5 月 11 日までの直近 1 ヶ月の終値単純平均値 332 円（小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算において同様です。）に対して 51.81%、平成 27 年 5 月 11 日までの直近 3 ヶ月の終値単純平均値 332 円に対して 51.81%、平成 27 年 5 月 11 日までの直近 6 ヶ月の終値単純平均値 326 円に対して 54.60% のプレミアムを加えた金額であること、及び本公開買付価格が対象者の第三者算定機関である株式会社レコフ（以下「レコフ」といいます。）より取得した対象者株式価値算定書に示された 1 株当たりの株式価値の範囲も考慮し、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に検討を行った結果、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、その所有する対象者株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、第 1 回新株予約権の公開買付価格は、本公開買付価格 504 円と第 1 回新株予約権の対象者株式 1 株当たりの権利行使価額 200 円の差額である 304 円に、第 1 回新株予約権 1 個当たりの目的となる対象者株式の数である 100 を乗じた金額である 30,400 円と決定されており、第 2 回新株予約権の公開買付価格は、本公開買付価格 504 円と第 2 回新株予約権の対象者株式 1 株当たりの権利行使価額 1 円の差額である 503 円に、第 2 回新株予約権 1 個当たりの目的となる対象者株式の数である 100 を乗じた金額である 50,300 円と決定されていることから、対象者は、新株予約権者の皆様にも、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、上記の対象者取締役会には、対象者の監査役 3 名（常勤監査役 1 名、社外監査役 2 名）全員が出席し、いずれも、取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

上記対象者取締役会決議の詳細については、下記「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員による決議及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

## (2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、事務処理サービス請負業を目的として昭和 48 年 5 月に設立されました。平成 20 年 10 月 1 日に、当社及びピープルスタッフ株式会社（現：テンプスタッフ・ピープル株式会社）が、株式移転の手法により共同持株会社であるテンプホールディングス株式会社（以下「テンプホールディングス」といいます。）を設立し、現在、当社はテンプホールディングス並びにその子会社及び関連会社（以下「テンプグループ」と総称します。）の中核企業として、国内における人材派遣及びアウトソーシング（業務委託）事業を展開しております。

テンプグループは、人材にまつわる様々なビジネスを提供する総合人材サービスを主たる事業しております。「雇用の創造」「人々の成長」「社会貢献」を経営理念に掲げるテンプグループの使命は、柔軟な労働市場の形成への要請に応え、雇用形態にかかわらない多元的な人材活用や、成熟産業から成長産業への失業なき労働移動、仕事と子育ての両立支援など、働き方の多様な選択肢の提供を通じて、雇用の流動化と安定化の実現を目指しております。

体制面においては、グループ経営の効率化と経営資源の最適配分を目指すべくマネジメントラインを再設計した従前の「派遣」「BPO」「ITO」「エンジニアリング」「メディア」「キャリア」「NED」の7つのセグメント体制（注1）を、平成28年3月期から、更なるセグメント機能の充実と関連する事業の連携強化を図るため、「派遣・BPO」「ITO」「エンジニアリング」「リクルーティング」（注2）の4つのセグメントへ移行いたしました。各セグメントにおける戦略立案機能及び推進力の強化、グループ全体を統括する機能別役割や責任の明確化を図り、変化の早い事業環境に対する機動的な経営判断を実現し、各事業における成長速度の引き上げを目指してまいります。

以上を踏まえ、テンプグループはこれからも「はたらく歓びを、いっしょにつくる」というスローガンのもと、創業以来のノウハウと経験を活かし、企業の発展を支える最適なパートナーとして、また、働きたいと願うすべての方々に「はたらく歓び」が実感できる就業機会を提供することで、社会から必要とされる社会的なインフラとしての人材サービスを目指してまいります。

(注1) 各セグメントの事業内容

セグメント	事業内容
派遣	地域、専門職、特定企業への強みを有する全国規模の人材派遣を提供
BPO	事務処理センター やコールセンター運営、事務/業務処理の企画運営など幅広いアウトソーシングサービスを提供(なお、BPOとは、Business Process Outsourcingの略称です。)
ITO	システム開発や自社サービス開発、ITアウトソーシングをはじめ、人事・業務コンサルティング、セールスマーケティング、WEBアナリティクス支援、コンタクトセンター運営(なお、ITOとは、IT Outsourcingの略称です。)
エンジニアリング	自動車及び構成部品、デジタルAV機器、組込ソフトウェア、航空・宇宙機器の各開発分野への人材サービス・アウトソーシングサービス
メディア	国内有数のスケールを誇る、アルバイト・パート求人情報サービス「an」を展開
キャリア	転職サービス「DODA」、アジアを中心とした海外における人材紹介に加え、再就職支援サービスを提供
NED	障がい者、保育、介護、研修、新卒紹介などさまざまな領域で新たな雇用の開発に対応(なお、NEDとはNew Employment Developmentの略称です。)

(注2) 各セグメントの事業内容

セグメント	事業内容
派遣・BPO	様々な地域や業種、職種など国内有数スケールを擁する人材派遣サービス及び、事務処理センター やコールセンター運営など幅広いアウトソーシングサービス
ITO	システム開発や自社サービス開発、ITアウトソーシングをはじめ、人事・業務コンサルティング、セールスマーケティング、WEBアナリティクス支援、コンタクトセンター運営
エンジニアリング	自動車及び構成部品、デジタルAV機器、組込ソフトウェア、航空・宇宙機器の各開発分野への人材サービス・アウトソーシングサービス
リクルーティング	アルバイト・パート求人情報「an」、転職支援サービス「DODA」や海外での人材サービス、官公庁受託、再就職支援、障がい者雇用支援、新卒紹介、顧問サービス、海外留学支援

一方、対象者は、昭和62年1月に各メーカーの多様化する商品群の販売促進活動を支援することを目的に株式会社ピーアンドピーとして設立され、平成24年10月に同社が単独株式移転を実施することにより同社の完全親会社となりました。現在、対象者グループは、対象者及び子会社6社（非連結子会社1社を含みます。）で構成され（以下、対象者及び子会社6社を総称して「対象者グループ」といいます。）、「私たちは、生活者と企業の間を円滑にするサービスを提供し、すべての人の豊かさ向上に貢献します」を経営理念とし、生活者の皆様と企業の皆様の架け橋となり、すべての皆様の豊かさの向上に貢献する企業グループを目指すべく、以下の4つの事業を柱として全国規模で事業を展開しています。

①SPOサービス事業（セールス・プロセス・アウトソーシングサービス）

放送・通信キャリア・一般消費財メーカー等を中心に販売支援・営業支援に係るサービスを提供しております。

②BYSサービス事業（バックヤード・サポートサービス）

小売店舗・倉庫の商品棚卸代行業務、販売プロセスのバックヤード作業支援（商品の仕分け・梱包）等のサービスを提供しております。

③HRサービス事業（ヒューマン・リソースサービス）

オフィスシーン向け人材派遣・コールセンター業務請負、人材紹介等のサービスを提供しております。

④その他の事業

We bを使った新しい販促プロモーションサイト「もにったー」や成果報酬型求人サイト「おいしい仕事」等を提供しております。

以上のとおり、対象者は、放送・通信キャリア等の販売支援・営業支援に係るサービスに強みを有しております。一方で、当社は事務領域を中心とした事業を展開していますが、販売支援・営業支援においては、アパレルメーカー等に対するサービスに強みを有しています。

対象者は、昨今の人材サービス業界、特に、対象者が主力とする販売・営業支援事業を取り巻く事業環境について、生活者のライフスタイルの変化及び需要の多様化により、製品ライフサイクルの短期化とサービスメニューの多様化が進んでおり、対象者の顧客であるメーカーや小売店等の顧客企業が求める販売・営業活動が高度化かつ複雑化し、こうした傾向は今後も加速していくものと考えていることです。こうした中で、対象者が今後一層の成長を目指すには、競合他社との一層の差別化とコスト競争力を備える必要があり、具体的には、以下の点が対象者の課題であると認識していることです。

(i) 営業面

- ・顧客企業が求める販売・営業活動が高度化かつ複雑化している状況に対応するため、対象者が提供する販売・営業支援事業のサービスについても一層の向上が必要となること
- ・新規商材や新規業界の開拓への取組み及び既存商材とのシナジー効果を創出するため、販売・営業支援領域に限らない顧客との接点を増やす必要があること

(ii) 人材採用面

- ・少子高齢化により、対象者が採用する派遣労働者の中心的な年齢層である若年層の人口が減少しており、今後はシニア層や主婦層等の多様な人材を活用する必要があること
- ・アベノミクス効果や政府による金融緩和を背景として企業業績が回復傾向にある中、顧客企業か

ら求められる人材像は高度化かつ複雑化し、対象者における派遣労働者の採用期間もタイト化する中で、派遣労働者の安定的な確保と教育・研修体制の強化が必要となっていること

(iii) 管理面

- ・派遣労働者の採用コストや社会保険料等の上昇により、粗利率の確保が喫緊の課題であり、従来の利益率を確保するためにはより一層のスケールメリットを活かした販管費削減策の実行が必要であること

テンプグループは、人材サービス業界を取り巻く環境は、企業における人材活用の変化や働く人々の就業意識の変化を受けて、社会構造の変遷とともに変化しており、現在は、少子高齢化に伴う労働力人口の減少、労働形態の多様化・非正規雇用の増加、30~40代女性における労働率の低さ、産業構造の変化による労働のミスマッチなどの構造的な問題に、法律や規制の改定・変更、日系企業の海外進出に伴うグローバル人材の獲得競争の激化と海外就職希望者の増加などの変化が加わることで、業界を取り巻く環境は、今後も大きく変わろうとしているとの認識を有しております。

このような環境下において、テンプホールディングスは、平成26年11月から、対象者の代表取締役社長であり筆頭株主である山室正之氏との間で、今後の人材サービス業界及び両社の在り方について意見交換を行ってまいりました。その上で、上述のような人材サービス業界における諸問題に対処し企業価値向上を目指していくためには、対象者株式を取得しグループ会社化したうえで、両社が有するサービス及びノウハウを結集することが、両社の更なる成長に寄与するとの考えに至り、平成26年12月12日に、テンプホールディングスより対象者に対して、対象者株式を取得することに关心があり、今後、両社間で協議したい旨の意向を表明したところ、対象者より、事務系領域に強みを持つテンプグループは、販売・営業領域に強みを持つ対象者グループとの間で互いに強みを持つ事業領域の重複が少なく、相互補完的な関係を構築することが可能な相手先であることに加え、人材サービス業界の大手企業として有する派遣労働者の募集・管理システムや多種多様な業界に亘る顧客ネットワーク、多数のM&Aを通じて蓄積された経営管理ノウハウ、及び業界に精通した豊富なマネジメント層のように、対象者の課題解決に資する経営資源を数多く有しております、テンプグループとの取組みにより対象者の一層の成長を期待できるとの考えのもと、協議を開始することについて同意が得られたため、以来テンプホールディングスと対象者は、両社の企業価値向上に向けた関係構築の可能性について、複数回にわたって協議・検討を行ってまいりました。

上記協議・検討の結果、テンプグループと対象者が資本関係を構築することで、テンプグループにおいては、サービスラインナップの更なる強化、顧客企業及び求職者に向けたサービス提供体制の拡充に繋がること、対象者においては、テンプグループが保有する経営資源やノウハウを活用することで、両社の更なる企業価値の向上、ひいてはテンプグループが目指す販売・営業支援領域におけるプレゼンスの強化が実現できるとの考えに至りました。さらに、テンプグループは、両社の企業価値の最大化を目指すには、共通の事業戦略のもとで緊密に連携し一体となって事業展開することが重要であり、そのためには単なる資本提携や親子関係に留まらず、対象者が当社の完全子会社となってテンプグループの一員として事業経営を行うことが望ましいと判断し、対象者も、前述の市場環境及び対象者の課題に対応するにはこれまで以上の経営判断スピードが必要であることに加え、両社の経営資源及びノウハウを最大限に有効活用するには、対象者が当社の完全子会社として両社が強固な関係の中で事業連携を行うこ

とが望ましいと判断し、テンプホールディングス及び対象者は、対象者を当社の完全子会社とすることを目的とした本公開買付けの実施の検討に関する基本合意書を平成 27 年 3 月 17 日に締結いたしました。

その後、当社は、対象者へのデュー・ディリジェンスを経て、完全子会社化に向けた具体的な検討を継続し、平成 27 年 4 月 28 日に、当社は対象者に、本取引に係るテンプグループの最終的な意向として、

(i) 当社における本件の目的と想定されるシナジー、(ii) 公開買付価格を 1 株当たり 500 円とすることを含む本公開買付けに係る諸条件、(iii) 本公開買付け成立後の経営体制に係る方針及び(iv) 本公開買付け成立後の組織再編等の方針を記載した最終意向表明書を提出し、さらに、対象者から、公開買付価格を引き上げるよう要請を受け、検討した結果、平成 27 年 4 月 30 日には公開買付価格を 1 株当たり 504 円とする追加意向表明書を提出いたしました。他方、当社は平成 27 年 4 月 27 日から、応募予定株主との間でも協議・交渉を続けてまいりました。

テンプグループは、対象者及び応募予定株主とのこれらの協議・交渉を経て、本公開買付けの実施を通じて対象者を完全子会社化することが最善の選択であるとの結論に至り、また、テンプグループの中でも販売領域の人材派遣を扱う当社が公開買付者となることが対象者とのシナジーを生みやすいとの考え方から、当社を公開買付者とすることが望ましいと判断し、当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、本公開買付けの実施を決定いたしました。また、当社は、山室正之氏（2,819,800 株、株式所有割合 25.88%）、山室かおる氏（525,200 株、株式所有割合 4.82%）、及びワイ・リンク（2,716,000 株、株式所有割合 24.92%）との間で、平成 27 年 5 月 12 日付で本応募契約を締結しております。

当社及び対象者は、当社による対象者の完全子会社化によって以下のようなシナジー効果が期待できると考えております。

- ① テンプグループの販売・営業支援領域のサービス提供体制の拡充による経営基盤の強化
- ② 両社の顧客に対する販売・営業支援領域の幅広いサービス提供、ソリューション力の強化
- ③ 当社のインフラ・ノウハウを対象者と共有することにより、業務オペレーションの生産性向上と管理コストの削減
- ④ 両社のサービス利用者を含めた従業員の更なる雇用機会の創造や、多様な就業機会の提供

本公開買付けにより、当社が対象者株式の全てを取得できなかった場合には、当社は、対象者に対して、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載されている各手続の実施を要請し、対象者を当社の完全子会社とする予定です。

なお、当社は、期待されるシナジー効果をできる限り早期に実現するため、必要な施策（例えば、当社の顧客企業に対して、対象者の有するサービスを提供していく等）を対象者と協議し速やかに実行していく考えです。対象者の経営体制につきましては、後記「4. その他」の「(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報」の「② 取締役の選任議案」に記載のとおり、対象者は、平成 27 年 5 月 12 日開催の対象者取締役会において、対象者の取締役会の過半数が当社から派遣する取締役となるよう、平成 27 年 6 月 26 日に開催予定の対象者の第 3 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）において、(i) 本公開買付けの成立を停止条件として、対象者の定款に定める取締役の員数を 13 名以内とする旨の定款変更議案を上程すること、(ii) 本公開買付けの成立及び(i) の定款変更議案の承認を停止条件として、当社が指定する取締役候補者 7 名を対象者の取締役に選任する旨の選任議案を上程すること、並びに(iii) 本公開買付けの成立及び(i) の定款変更

議案の不承認を停止条件として、当社が指定する取締役候補者 4 名を対象者の取締役に選任する旨の選任議案を上程することを、当社との間で合意する旨を決議しております。当社は、対象者との間で、平成 27 年 5 月 12 日付で、かかる合意に関する合意書を締結しております。また、当社は、応募予定株主との間で、本公開買付けの成立を条件として、かかる定款変更議案及び取締役選任議案が本定時株主総会に上程されたときには、応募予定株主が当該議案に対して賛成の議決権行使を行うこと、その他本定時株主総会における全ての議決権を当社の指示に従い行使することを、本応募契約において合意しております。

本公開買付けの成立後においては、これらの取締役が対象者の経営に関与する予定であるほか、対象者の子会社である株式会社ピーアンドピー、株式会社ピーアンドピー・キャリア及び株式会社ピーアンドピー・インベックスについては、それぞれの常勤の代表取締役副社長にテンプグループからの出向者が就任する予定です。さらに、本公開買付けの成立後 1 年間を目途として山室正之氏に引き続き対象者の代表取締役に就任していただくことを予定しております。その他の経営体制については現時点で決定しているものではなく、本公開買付け成立後に、当社及び対象者との間で協議・検討してまいります。なお、本日現在において、当社から対象者への役員の派遣はございません。

### (3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

当社は、対象者の代表取締役社長であり筆頭株主の山室正之氏(2,819,800 株、株式所有割合 25.88%)、山室正之氏の親族であり対象者の第三位株主である山室かおる氏(525,200 株、株式所有割合 4.82%)、及び山室かおる氏が代表取締役を務めており対象者の第二位株主であるワイ・リンク(2,716,000 株、株式所有割合 24.92%)との間で、平成 27 年 5 月 12 日付で本応募契約を締結しております。

本応募契約において、応募予定株主は、所有する対象者株式の全て（合計 6,060,900 株（山室正之氏が公開買付期間中に、本公開買付けによらずに当社に譲渡する予定の対象者株式 100 株を除いております。）、株式所有割合 55.62%）について本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、当該合意に基づく応募についての前提条件は、定められておりません。

また、山室正之氏は、第 2 回新株予約権 385 個（目的となる株式数 38,500 株、株式所有割合 0.35%）を所有しておりますが、その全てを権利行使したうえで普通株式として本公開買付けに応募することを本応募契約の中で合意しています。

なお、本応募契約において、①応募予定株主は、対象者の取締役会をして、本定時株主総会において、対象者の定款に定める取締役の員数を 13 名以内とする旨の定款変更議案、及び当社が指定する取締役候補者の選任議案を上程させること、並びに②応募予定株主は、本公開買付けの成立を条件として、かかる定款変更議案及び取締役選任議案が本定時株主総会に上程されたときには、応募予定株主が当該議案に対して賛成の議決権行使を行うこと、その他本定時株主総会における全ての議決権を当社の指示に従い行使することを合意しております。

### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにより、当社が対象者株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に、以下の本完全子会社化手続により、当社が対象者株式の全てを取得することを企図しております。

具体的には、当社は、本公開買付けの成立により当社が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至った場合には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条に基づき、対象者の株主（当社及び対象者を除きます。）の全員に対し、その有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）するとともに、併せて、本新株予約権の新株予約権者（当社及び対象者を除きます。）の全員に対し、その有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求（以下「新株予約権売渡請求」といい、株式売渡請求と併せて「株式等売渡請求」と総称します。）する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を対象者の株主（当社及び対象者を除きます。）に対して交付することを定める予定であり、また、新株予約権売渡請求においては、第1回新株予約権又は第2回新株予約権各1個当たりの対価として、本公開買付けにおける第1回新株予約権又は第2回新株予約権のそれぞれの買付け等の価格と同額の金銭を対象者の新株予約権の新株予約権者（当社及び対象者を除きます。）に対して交付することを定める予定です。この場合、当社は、その旨を、対象者に通知し、対象者に対し株式等売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により当該株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主及び新株予約権の新株予約権者の個別の承諾を要することなく、当社は、当該株式等売渡請求において定めた取得日をもって、①対象者の株主（当社及び対象者を除きます。）の全員が所有する対象者株式の全部及び②対象者の新株予約権の新株予約権者（当社及び対象者を除きます。）の全員が所有する本新株予約権の全部を取得します。当該各株主又は当該各新株予約権者の所有していた対象者株式又は本新株予約権の対価として、当社は、①当該各株主に対し、対象者株式1株当たり本公開買付価格と同額の金銭を、②当該各新株予約権者に対し、第1回新株予約権又は第2回新株予約権各1個当たり本公開買付けにおける第1回新株予約権又は第2回新株予約権のそれぞれの買付け等の価格と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社より株式等売渡請求がなされた場合には、対象者の取締役会にてかかる株式等売渡請求を承認する予定とのことです。

他方で、本公開買付けの成立により当社が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、当社は、対象者株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。なお、当社は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することになります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する対象者株式を対象者又は当社に売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（当社及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、当社が対象者株式の

全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（当社及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

株式等売渡請求がなされた場合については、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、株主及び新株予約権の新株予約権者は、その有する対象者株式及び本新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。また、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。

上記各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社の株券等所有割合及び当社以外の対象者株式の所有状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（当社及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。また、本公開買付けに応募されなかった対象者の本新株予約権の新株予約権者に対して金銭を交付する場合には、本公開買付けにおける第1回新株予約権又は第2回新株予約権のそれぞれの買付け等の価格に当該各新株予約権者が所有していた対象者の本新株予約権の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。もっとも、株式等売渡請求に関する売買価格の決定の申立て又は株式併合についての株式買取請求に関する価格の決定の申立てがなされた場合において、対象者株式及び本新株予約権（株式併合については対象者株式）の売買価格又は株式買取請求に関する価格は、最終的に裁判所が判断することになります。

また、当社は、本公開買付けの成立により当社が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合であって、本公開買付けにより本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、対象者に対して、本新株予約権の取得及び消却その他完全子会社化に合理的に必要な手続を実施することを要請し、又は実施することを予定しております。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ありません。また、本公開買付け又は上記手続による金銭等の受領、及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主及び新株予約権者の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

#### （5）上場廃止になる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所JASDAQ市場に上場されていますが、当社は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立し、その後上記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者株式の全ての取得を目的とした手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所JASDAQ市場において取引することはできません。

## (6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、当社が本公開買付けを通じて対象者を当社の完全子会社とすることを意図しており、対象者の代表取締役社長であり筆頭株主の山室正之氏（株式所有割合 25.88%）、山室正之氏の親族であり対象者の第三位株主である山室かおる氏（株式所有割合 4.82%）、及び山室正之氏の親族がその株式の全てを所有し、山室かおる氏が代表取締役を務めている、対象者の第二位株主であるワイ・リンク（株式所有割合 24.92%）が当社と本応募契約を締結しており、必ずしも対象者の筆頭株主である山室正之氏、第三位株主である山室かおる氏及び第二位株主であるワイ・リンクと対象者の他の株主の皆様との利害が一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保するため、以下のような措置を講じております。

なお、当社は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を 7,264,600 株（株式所有割合 66.67%）としており、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の下限とはしておりませんが、当社としては、下記①から⑥までの措置を通じて、対象者の少数株主の利益には十分配慮がなされていると考えております。

### ① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

後記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」及び「② 算定の経緯」をご参照ください。

### ② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、対象者及び当社から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるレコフから平成27年5月11日付で対象者株式価値算定書を取得したとのことです。なお、レコフは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、当社及び対象者との間で重要な利害関係を有していないとのことです。また、対象者は、レコフから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

レコフは、対象者株式の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の経営陣から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者株式の株式価値算定を実施したことです。

レコフは、複数の算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）の各手法を用いて、対象者株式の株式価値を算定したことです。

レコフが上記各手法に基づき算定した対象者株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法 : 326 円～332 円

類似会社比較法 : 363 円～613 円

DCF 法 : 461 円～605 円

市場株価平均法では、本公開買付けの公表日である平成 27 年 5 月 12 日の前営業日である平成 27 年 5 月 11 日を算定基準日として、東京証券取引所 J A S D A Q 市場における対象者の直近 6 ヶ月終値単純平均値（326 円）、直近 3 ヶ月終値単純平均値（332 円）、直近 1 ヶ月終値単純平均値（332 円）を基に対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を、326 円から 332 円までと算定したことです。

次に、類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を、363 円から 613 円までと算定したことです。

最後に、D C F 法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 28 年 3 月期以降の対象者の財務予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を算定し、対象者の株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を、461 円から 605 円までと算定したことです。

また、レコフが D C F 法による算定の際に前提とした対象者の将来の財務予測は、本取引を前提として作成されたものではなく、また、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないということです。

なお、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、第 1 回新株予約権の公開買付価格は、本公開買付価格 504 円と第 1 回新株予約権の対象者株式 1 株当たりの権利行使価額 200 円の差額である 304 円に、第 1 回新株予約権 1 個当たりの目的となる対象者株式の数である 100 を乗じた金額である 30,400 円と決定されており、第 2 回新株予約権の公開買付価格は、本公開買付価格 504 円と第 2 回新株予約権の対象者株式 1 株当たりの権利行使価額 1 円の差額である 503 円に、第 2 回新株予約権 1 個当たりの目的となる対象者株式の数である 100 を乗じた金額である 50,300 円と決定されていることから、本新株予約権については、第三者算定機関から算定書を取得しておらず、本新株予約権の買付け等の価格は、レコフが行った対象者株式の価値の算定の対象に含まれていないということです。

(注) レコフは、上記対象者株式価値算定書の提出に際して、対象者から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報及び一般に公開された情報等を使用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであること並びに対象者の株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で、レコフに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないことです。また、対象者及びその子会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含む。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないことです。加えて、レコフの対象者株式価値算定書は平成 27 年 5 月 11 日現在までの情報と経済条件を前提としたものであり、また算定において使用した対象者の財務予測については、対象者の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としているということです。

### ③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するため、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点に関する法的助言を受けているとのことです。

④ 対象者における利害関係を有しない社外取締役及び社外監査役からの意見の入手

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに係る対象者の意見表明は、第三者である当社が、応募予定株主からの対象者株式合計 6,060,900 株（株式所有割合 55.62%）の取得を前提として行う公開買付けに対する意見表明に係るものであり、東京証券取引所の企業行動規範に定める「支配株主との重要な取引等」に該当することです。また、本公開買付け後に予定されている本完全子会社化手続（詳細は、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおりです。）は、本完全子会社化手續の時点においては当社が支配株主に該当し、いわゆる「支配株主との重要な取引等」に該当することです。本公開買付け時点の支配株主と本完全子会社化手續時点の株主は異なりますが、対象者としては、本取引が一連の取引であることから、本公開買付けの段階で、本公開買付け時点の少数株主と本完全子会社化手續時点の少数株主の皆様にとって、対象者株式の全てを取得する本取引の公正性を確保し、利益相反を回避するべく、対象者は、平成 27 年 4 月中旬に、当社及び対象者との間に利害関係を有しない者として、対象者の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役の馬田啓一氏並びに社外監査役の杉山浩氏及び三木敬裕氏に対して、本取引が少数株主にとって不利益なものではないかについて諮問をしたとのことです。

上記 1 名の社外取締役及び 2 名の社外監査役は、本取引の意義に関する対象者の説明、上記「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の対象者株式価値算定書その他の資料を踏まえ、対象者における本取引の意義、本取引により期待できるシナジーの内容、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件の対象者の株主及び新株予約権者にとっての妥当性、本取引の意思決定過程の手続の公正性について協議及び検討を行ったとのことです。その結果、(i) 対象者が認識する事業環境及び課題並びに対象者が当社の完全子会社となることの必要性及び目的、(ii) 本公開買付価格の交渉経緯、本公開買付価格の対象者の市場株価に対するプレミアムの水準、上記「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の対象者株式価値算定書には不合理な点は認められないと、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」の手続において対象者の株主及び新株予約権者に対しては、本公開買付価格と同額の金銭が交付されることが予定されていること、その他、本取引と同種の公開買付け及びその後の非公開化手續と比較して買付条件及び取得条件に不合理な点は認められず、少数株主にとって不利益となる条件も付されていないこと、(iii) 本「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること等を踏まえ、平成 27 年 5 月 12 日付で、対象者は、上記 1 名の社外取締役及び 2 名の社外監査役から連名で、(i) 本取引は対象者の企業価値の向上を目的として行われるものであること、またその目的に不合理な点は認められないことから、その目的は正当であり、(ii) 本取引により株主及び新株予約権者に交付される対価は公正な価格であり、その他の買付条件ないし取得条件についても公正性が確保されており、(iii) 本取引に係る意思決定過程の手続は公正であり、(iv) (i) 乃至 (iii) その他の事情を前提にすると、本取引は全体として少数株主にとって不利益なものではないと認められるとの意見を入手しているとのことです。

⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員による決議及び監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、レコフから取得した対象者株式価値算定書及び算定結果についての説明、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、その他の関連資料を参考の上、本公開買付けを含む本取引に係る諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、対象者が当社の完全子会社となり、両社が強固な関係を構築し事業連携を行うことで、(i) 対象者グループの強みである販売・営業領域とテンプグループの強みである事務系領域の補完により、顧客企業に対するソリューション力の向上が期待できること、(ii) 当社が有する派遣労働者採用に係る募集ノウハウ、人材集客力及び教育・研修体制を活用することで、対象者グループの派遣労働者の採用安定化と顧客企業に対するマッチング力の向上が期待できること、及び(iii) テンプグループの経営資源を有効活用することにより、対象者グループの経営効率の向上が期待できることから、本取引が対象者グループの企業価値向上に資する取組みであると判断するとともに、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は、(i) 上記「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているレコフによる対象者株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価平均法に基づく算定結果のレンジを上回るものであり、類似会社比較法及びDCF 法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、(ii) 本公開買付価格 504 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 27 年 5 月 11 日の対象者株式の東京証券取引所 JASDAQ 市場における終値 339 円に対して 48.67%、平成 27 年 5 月 11 日までの直近 1 ヶ月の終値単純平均値 332 円に対して 51.81%、平成 27 年 5 月 11 日までの直近 3 ヶ月の終値単純平均値 332 円に対して 51.81%、平成 27 年 5 月 11 日までの直近 6 ヶ月の終値単純平均値 326 円に対して 54.60% のプレミアムを加えた金額であり、合理的範囲であると考えられること、(iii) 本「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされると認められることを踏まえ、対象者の株主の皆様にとって妥当であり、少数株主の利益保護に十分留意されており、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したことです。

上記の取締役会においては、対象者の取締役のうち、代表取締役社長である山室正之氏は、当社との間で本応募契約を締結しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。当該取締役会においては、対象者の取締役 6 名のうち、上記 1 名を除く 5 名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。また、当該取締役会には対象者の監査役 3 名（常勤監査役 1 名、社外監査役 2 名）全員が出席し、いずれも、対象者取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様及び新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募することについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

## ⑥ 公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日としております。このように、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保し、本公開買付価格の公正性を担保することを意図しております。

また、当社は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを過度に制限するような内容の合意を行っておりません。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社 P & P ホールディングス	
② 所 在 地	東京都新宿区新宿三丁目 27 番 4 号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山室 正之	
④ 事 業 内 容	販売支援サービス、ストア支援サービス、人材サービス、その他アウトソーシングサービスを行うグループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務	
⑤ 資 本 金	1,386,035 千円（平成 27 年 3 月 31 日現在）	
⑥ 設 立 年 月 日	2012 年 10 月 1 日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成 26 年 9 月 30 日現在)	山室 正之	25.72%
	株式会社ワイ・リンク	24.77%
	山室 かおる	4.79%
	徳永 香代	2.40%
	中尾 隆友	2.09%
	株式会社エイジス	1.87%
	株式会社ベルパーク	1.28%
	ノムライナーナショナルホールディングス	1.27%
	(常任代理人 野村證券株式会社)	
	藤井 一夫	0.98%
	ピー・アンド・ピー社員持株会	0.94%
⑧ 公開買付者と対象者の関係		
資 本 関 係	公開買付者は、本日現在、対象者株式を所有しておりませんが、平成 27 年 5 月 12 日付株式譲渡契約に基づき、平成 27 年 5 月 20 日を目途として対象者の代表取締役社長である山室正之氏から対象者株式 100 株を取得する予定です。	
人 的 関 係	公開買付者と対象者の間には人的関係はありません。	
取 引 関 係	公開買付者と対象者との間には取引関係はありません。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。	

### (2) 日程等

#### ① 日程

取 締 役 会 決 議	平成 27 年 5 月 12 日（火曜日）
-------------	-----------------------

公開買付開始公告日	平成27年5月13日（水曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公開買付届出書提出日	平成27年5月13日（水曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

平成27年5月13日（水曜日）から平成27年6月23日（火曜日）まで（30営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（3）買付け等の価格

普通株式 1株につき、504円

新株予約権

- ① 対象者を株式移転設立完全親会社とする平成24年10月1日に実施された単独株式移転に際して、株式移転完全子会社の第5回新株予約権に代わるものとして平成24年10月1日に交付された第1回新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。） 1個につき、30,400円
- ② 対象者を株式移転設立完全親会社とする平成24年10月1日に実施された単独株式移転に際して、株式移転完全子会社の第6回新株予約権に代わるものとして平成24年10月1日に交付された第2回新株予約権（以下「第2回新株予約権」とい、第1回新株予約権と第2回新株予約権を併せて「本新株予約権」と総称します。） 1個につき、50,300円

（4）買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(i) 普通株式

当社は、本公開買付価格の決定に当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、SMB C日興証券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

SMB C日興証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて、対象者の株式価値の算定を行い、当社は、SMB C日興証券から平成27年5月12日に対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得しました。なお、当社は、SMB C日興証券から、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法： 332円～332円

D C F 法: 471 円～580 円

市場株価法では、平成 27 年 5 月 11 日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所 J A S D A Q 市場における直近 1 ヶ月終値単純平均値 332 円、直近 3 ヶ月終値単純平均値 332 円をもとに、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 332 円から 332 円と分析しております。

D C F 法では、対象者の事業計画における収益や投資計画等を踏まえて当社が独自に検討した事業計画、直近までの業績動向、マネジメントインタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成 28 年 3 月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を、471 円から 580 円と分析しております。

当社は、S M B C 日興証券から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の 3 ヶ月間の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者及び応募予定株主との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、本公開買付価格を 1 株当たり 504 円とすることを決定しました。

なお、本公開買付価格である 1 株当たり 504 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 27 年 5 月 11 日の対象者株式の東京証券取引所 J A S D A Q 市場における終値 339 円に対して 48.67%、平成 27 年 5 月 11 日までの直近 1 ヶ月の終値単純平均値 332 円に対して 51.81%、平成 27 年 5 月 11 日までの直近 3 ヶ月の終値単純平均値 332 円に対して 51.81%、平成 27 年 5 月 11 日までの直近 6 ヶ月の終値単純平均値 326 円に対して 54.60% のプレミアムを加えた金額となります。

#### (ii) 本新株予約権

第 1 回新株予約権及び第 2 回新株予約権については、いずれも本日現在において、すでに行使期間が開始しており、かつ、1 株当たりの権利行使価額が本公開買付価格を下回っていること、また、発行要項においてかかる新株予約権を譲渡するには対象者の取締役会の承認が必要とされているところ、対象者の取締役会が本公開買付けに対する新株予約権の応募に伴う譲渡を承認する方針であることを確認していることから、①第 1 回新株予約権の公開買付価格を、本公開買付価格 504 円と第 1 回新株予約権の対象者株式 1 株当たりの権利行使価額 200 円の差額である 304 円に、第 1 回新株予約権 1 個当たりの目的となる対象者株式の数である 100 を乗じた金額である 30,400 円とし、②第 2 回新株予約権の公開買付価格を、本公開買付価格 504 円と第 2 回新株予約権の対象者株式 1 株当たりの権利行使価額 1 円の差額である 503 円に、第 2 回新株予約権 1 個当たりの目的となる対象者株式の数である 100 を乗じた金額である 50,300 円とすることを決定しています。

なお、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権の公開買付価格の決定に際し、第三者算定機関からの算定書等を取得しておりません。

#### ② 算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

テンプグループは、人材サービス業界を取り巻く環境は、企業における人材活用の変化や働く人々の就業意識の変化を受けて、社会構造の変遷とともに変化しており、現在は、少子高齢化に伴う労働力人口の減少、労働形態の多様化・非正規雇用の増加、30～40代女性における労働率の低さ、産業構造の変化による労働のミスマッチなどの構造的な問題に、法律や規制の改定・変更、日系企業の海外進出に伴うグローバル人材の獲得競争の激化と海外就職希望者の増加などの変化が加わることで、業界を取り巻く環境は、今後も大きく変わろうとしているとの認識を有しております。

このような環境下において、テンプホールディングスは、平成26年11月から対象者の代表取締役社長であり、筆頭株主である山室正之氏との間で、今後の人材サービス業界及び両社の在り方について意見交換を行ってまいりました。その中で、上述のような人材サービス業界における諸問題に対処し企業価値向上を目指していくためには、対象者株式を取得しグループ会社化したうえで、両社が有するサービス及びノウハウを結集することが、両社の更なる成長に寄与するとの考えに至り、平成26年12月12日に、テンプホールディングスより対象者に対して、対象者株式を取得することに関心があり、今後、両社間で協議したい旨の意向を表明したところ、対象者より、事務系領域に強みを持つテンプグループは、販売・営業領域に強みを持つ対象者グループとの間で互いに強みを持つ事業領域の重複が少なく、相互補完的な関係を構築することが可能な相手先であることに加え、人材サービス業界の大手企業として有する派遣労働者の募集・管理システムや多種多様な業界に亘る顧客ネットワーク、多数のM&Aを通じて蓄積された経営管理ノウハウ、及び業界に精通した豊富なマネジメント層のように、対象者の課題解決に資する経営資源を数多く有しております、テンプグループとの取組みにより対象者の一層の成長を期待できるとの考えのもと、協議を開始することについて同意が得られたため、以来テンプホールディングスと対象者は、両社の企業価値向上に向けた関係構築の可能性について、複数回にわたって協議・検討を行ってまいりました。

上記協議・検討の結果、テンプグループと対象者が資本関係を構築することで、テンプグループにおいては、サービスラインナップの更なる強化、顧客企業及び求職者に向けたサービス提供体制の拡充に繋がること、対象者においては、テンプグループが保有する経営資源やノウハウを活用することで、両社の更なる企業価値の向上、ひいてはテンプグループが目指す販売・営業支援領域におけるプレゼンスの強化が実現できるとの考えに至りました。さらに、テンプグループは、両社の企業価値の最大化を目指すには、共通の事業戦略のもとで緊密に連携し一体となって事業展開することが重要であり、そのためには単なる資本提携や親子関係に留まらず、対象者が当社の完全子会社となつてテンプグループの一員として事業経営を行うことが望ましいと判断し、対象者も、前述の市場環境及び対象者の課題に対応するにはこれまで以上の経営判断スピードが必要であることに加え、両社の経営資源及びノウハウを最大限に有効活用するには、対象者が当社の完全子会社として両社が強固な関係の中で事業連携を行うことが望ましいと判断し、テンプホールディングス及び対象者は、対象者を当社の完全子会社とする目的とした本公開買付けの実施の検討に関する基本合意書を平成27年3月17日に締結いたしました。

その後、当社は、対象者へのデュー・ディリジェンスを経て、完全子会社化に向けた具体的な検討を継続し、平成27年4月28日に、当社は対象者に、本取引に係るテンプグループの最終的な意向として、(i)当社における本件の目的と想定されるシナジー、(ii)公開買付価格を1株当たり500円とすることを含む本公開買付けに係る諸条件、(iii)本公開買付け成立後の経営体制に係

る方針及び(iv) 本公開買付け成立後の組織再編等の方針を記載した最終意向表明書を提出し、さらに、対象者から、公開買付価格を引き上げるよう要請を受け、検討した結果、平成27年4月30日には公開買付価格を1株当たり504円とする追加意向表明書を提出いたしました。他方、当社は平成27年4月27日から、応募予定株主との間でも協議・交渉を続けてまいりました。

テンプグループは、対象者及び応募予定株主とのこれらの協議・交渉を経て本公開買付けの実施を通じて対象者を完全子会社化することが最善の選択であるとの結論に至り、また、テンプグループの中でも販売領域の人材派遣を扱う当社が公開買付者となることが対象者とのシナジーを生みやすいとの考え方から、当社を公開買付者とすることが望ましいと判断し、当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、本公開買付けの実施を決定し、以下の経緯により、本公開買付価格を決定しました。

#### ア. 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券より提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。なお、SMB C日興証券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しております。また、当社は、SMB C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

#### イ. 当該意見の概要

SMB C日興証券は、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っております。各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法： 332円～332円

DCF法： 471円～580円

#### ウ. 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

##### (i) 普通株式

当社は、SMB C日興証券から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の3ヶ月間の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者及び応募予定株主との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成27年5月12日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり504円とすることを決定しました。

##### (ii) 本新株予約権

本新株予約権の1個当たりの買付価格は、上記「① 算定の基礎」に記載のとおり、第1回新株予約権は30,400円、第2回新株予約権は50,300円と決定しました。

#### ③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるSMB日興証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

#### （5）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
10,896,900 株	7,264,600 株	一株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（7,264,600 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（7,264,600 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定していないため、買付予定数は、本公開買付けにより当社が取得する可能性のある対象者の株券等の最大数です。当該最大数は、対象者平成27年3月期決算短信に記載された平成27年3月31日現在の発行済株式総数（10,963,000株）から、対象者平成27年3月期決算短信に記載された平成27年3月31日現在の自己株式数（187,200株）及び当社が平成27年5月20日を目途として取得する予定の株式数（100株）を控除した数（10,775,700株）に、対象者が平成26年6月30日に提出した第2期有価証券報告書に記載された平成26年3月31日現在の本新株予約権の目的となる株式の数（第1回新株予約権の目的となる株式の数 92,800 株及び第2回新株予約権の目的となる株式の数 54,100 株）の合計数（146,900 株）から、平成26年4月1日から平成27年3月31日までに行使された又は失効した新株予約権 257 個（対象者によれば、第1回新株予約権 257 個とのことです。）の目的となる株式の数（25,700 株）を控除した数（121,200 株）を加算した数（10,896,900 株）です。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注5) 公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により発行される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

#### （6）買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一 個	(買付け等前における株券等所有割合 -%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一 個	(買付け等前における株券等所有割合 -%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	108,970 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	107,725 個	

(注1) 「対象者の総株主の議決権の数は、対象者が平成27年2月13日に提出した第3期第3四半期報告書記載の平成26年12月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付けの対象としていること及び本新株予約権についても買付けの対象としていることから、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者平成27年3月期決算短信に記載された平成27年3月31日現在の発行済株式総数（10,963,000株）

から、対象者平成 27 年 3 月期決算短信に記載された平成 27 年 3 月 31 日現在の自己株式数（187,200 株）を控除した数（10,775,800 株）に、対象者が平成 26 年 6 月 30 日に提出した第 2 期有価証券報告書に記載された平成 26 年 3 月 31 日現在の本新株予約権の目的となる株式の数（第 1 回新株予約権の目的となる株式の数 92,800 株及び第 2 回新株予約権の目的となる株式の数 54,100 株）の合計数（146,900 株）から、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに行使された又は失効した新株予約権 257 個（対象者によれば、第 1 回新株予約権 257 個とのことです。）の目的となる株式の数（25,700 株）を控除した数（121,200 株）を加算した数（10,897,000 株）に係る議決権数（108,970 個）を分母として計算しております。

(注 2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 5,492,037,600 円

(注) 買付予定数（10,896,900 株）に本公司買付価格（504 円）を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

② 決済の開始日

平成 27 年 6 月 29 日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公司買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公司買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公司買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。新株予約権については、応募に際して提出された書類を応募株主等（外国の居住者である新株予約権者の場合はその常任代理人）に対して郵送又は交付します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（7,264,600 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の

買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（7,264,600 株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

## ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了日の前日までに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第 10 条第 2 項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に關し、(i) 公開買付者が、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、(ii) 措置期間が満了しない場合、又は(iii) 公開買付者が同法第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

## ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付期間中に、法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

## ④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください

さい（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続ください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続ください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他のSMB C 日興証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用がある場合には、公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものではありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

ん。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

#### (10) 公開買付開始公告日

平成 27 年 5 月 13 日（水曜日）

#### (11) 公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

### 3. 公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については前記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(5) 上場廃止になる見込み及びその事由」をご参照ください。

### 4. その他

#### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

##### ① 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、レコフから取得した対象者株式価値算定書及び算定結果についての説明、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、その他の関連資料を参考の上、本公開買付けを含む本取引に係る諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は、対象者の株主の皆様にとって妥当であり、少数株主の利益保護に十分留意されており、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したことです。

上記の取締役会においては、対象者の取締役のうち、代表取締役社長である山室正之氏は、当社との間で本応募契約を締結しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する

対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないことです。当該取締役会においては、対象者の取締役6名のうち、上記1名を除く5名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したことです。また、当該取締役会には対象者の監査役3名（常勤監査役1名、社外監査役2名）全員が出席し、いずれも、対象者取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様及び新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募することについて異議がない旨の意見を述べていることです。

詳細については、前記「1. 買付け等の目的等」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員による決議及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

## ② 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

当社は、対象者の代表取締役社長であり筆頭株主の山室正之氏(2,819,800株、株式所有割合25.88%)との間で、平成27年5月12日付で本応募契約を締結しております。

詳細については、前記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

## (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

### ① 平成27年3月期決算短信

対象者は、平成27年5月12日に「平成27年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

#### (i) 損益の状況

決算年月	平成27年3月期(連結)
売上高	25,466百万円
売上原価	21,185百万円
販売費及び一般管理費	3,735百万円
営業外収益	56百万円
営業外費用	9百万円
当期純利益	192百万円

#### (ii) 1株当たりの状況

決算年月	平成27年3月期(連結)
1株当たり当期純利益	17.84円

1 株当たり配当額	11.00円
1 株当たり純資産	331.76円

## ② 取締役の選任議案

対象者は、平成 27 年 5 月 12 日に「定款変更（予定）及び取締役の選任（予定）に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の本定時株主総会において、(i) 本公開買付けが成立することを停止条件として、取締役の員数を 13 名以内とする旨の定款変更（以下「定款変更（予定）」といいます。）に係る議案を上程すること、(ii) 本公開買付けの成立及び(i)の定款変更議案の承認を停止条件として、公開買付者が指名する取締役候補者 7 名を当社の取締役に選任（以下「取締役 7 名の選任（予定）」といいます。）する旨の議案を上程すること、並びに(iii) 本公開買付けの成立及び(i)の定款変更議案の不承認を停止条件として、公開買付者が指名する取締役候補者 4 名を当社の取締役に選任（以下「取締役 4 名の選任（予定）」といいます。）する旨の議案を上程することを、公開買付者との間で合意する旨の決議をしたとのことです。

なお、(i)ないし(iii)の議案は、平成 27 年 5 月 27 日開催の対象者取締役会において正式に本定時株主総会の上程議案として決議される予定とのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

### 1. 取締役 7 名の選任（予定）における取締役候補者

氏名 (生年月日)	略歴	
和田 孝雄 (昭和 37 年 11 月 25 日生)	昭和 63 年 2 月	㈱スパロージャパン入社
	平成 3 年 9 月	テンプスタッフ㈱入社
	平成 20 年 10 月	テンプホールディングス㈱取締役就任 グループ業務・IT 本部長
	平成 21 年 8 月	テンプホールディングス㈱グループ業務・IT 戦略本部長
	平成 23 年 4 月	テンプホールディングス㈱グループアウトソーシング戦略本部長
	平成 25 年 6 月	テンプスタッフ㈱取締役副社長就任
	平成 27 年 4 月	テンプホールディングス㈱取締役兼執行役員就任（現任）
	平成 27 年 4 月	テンプスタッフ㈱代表取締役副社長就任（現任）
関 喜代司 (昭和 39 年 12 月 11 日生)	平成 26 年 6 月	KPMG コンサルティング㈱入社
	平成 27 年 4 月	テンプホールディングス㈱財務担当執行役員就任（現任）
	平成 27 年 4 月	テンプスタッフ㈱常務取締役就任（現任）
	平成 27 年 4 月	THD シェアードセンター㈱代表取締役社長就任（現任）
上園 裕二 (昭和 39 年 12 月 10 日生)	平成 2 年 4 月	テンプスタッフ㈱入社
	平成 13 年 4 月	エクスト㈱取締役就任
	平成 14 年 4 月	テンプスタッフ・テクノロジー㈱取締役就任
	平成 16 年 4 月	テンプスタッフ・テクノロジー㈱代表取締役就任
	平成 25 年 6 月	テンプスタッフ㈱取締役就任（現任）
		テンプスタッフ・クロス㈱取締役就任（現任）

	平成 26 年 9 月 平成 27 年 2 月	㈱キャリアライズ 取締役就任（現任） テンプスタッフ・カメイ㈱取締役就任（現任）
秋末 哲 (昭和 32 年 6 月 30 日生)	昭和 55 年 4 月 平成 17 年 4 月 平成 19 年 3 月 平成 19 年 4 月 平成 20 年 4 月 平成 22 年 10 月 平成 23 年 4 月 平成 24 年 4 月 平成 27 年 1 月	㈱日本リクルートセンター（現㈱リクルート）入社 ㈱リクルートスタッフィング 執行役員ビジネスソリューションディビジョン長就任 ㈱インテリジェンス 入社 ㈱インテリジェンス 執行役員就任 ㈱インテリジェンスピジネスソリューションズ 取締役兼常務執行役員就任 ㈱インテリジェンス 取締役就任 ㈱インテリジェンス 取締役兼常務執行役員就任 ㈱インテリジェンスホールディングス 取締役就任 テンプスタッフ㈱取締役兼西日本営業本部長就任（現任）
正木 慎二 (昭和 49 年 3 月 4 日生)	平成 9 年 4 月 平成 16 年 4 月 平成 19 年 4 月 平成 23 年 4 月 平成 24 年 4 月 平成 24 年 7 月 平成 26 年 9 月 平成 27 年 4 月	テンプスタッフ㈱入社 テンプスタッフ㈱東京西営業部長 テンプスタッフ㈱バイオメディカル事業部長 テンプスタッフ㈱バイオメディカル事業本部長 テンプスタッフ㈱東日本第一営業本部長 テンプスタッフ㈱執行役員就任 ㈱キャリアライズ 取締役就任（現任） テンプスタッフ㈱取締役兼営業推進本部長就任（現任）
齋藤 隆行 (昭和 43 年 12 月 27 日生)	平成 3 年 4 月 平成 7 年 3 月 平成 14 年 1 月 平成 18 年 4 月 平成 22 年 10 月 平成 23 年 11 月 平成 26 年 4 月	㈱エイエイピー入社 テンプスタッフ㈱入社 テンプスタッフマークティング㈱取締役就任 テンプスタッフ S P ㈱取締役就任 テンプスタッフ㈱マークティングカンパニー カンパニー長 テンプスタッフ・メディア㈱代表取締役社長就任 テンプスタッフ㈱ワークシェアリングカンパニー カンパニー長（現任）
佐々木 徹 (昭和 47 年 5 月 14 日生)	平成 7 年 4 月 平成 10 年 3 月 平成 13 年 11 月 平成 14 年 4 月 平成 20 年 4 月 平成 25 年 11 月	豊商事㈱入社 AIU 損害保険㈱入社 テンプスタッフ㈱入社 テンプスタッフ・テクノロジー㈱入社 テンプスタッフ・テクノロジー㈱ITE 事業部 部長 テンプスタッフ㈱CAD・DTP デザイン事業部 部長（現任）

2. 取締役 4 名の選任（予定）における取締役候補者

氏名 (生年月日)	略歴	
和田 孝雄 (昭和 37 年 11 月 25 日生)	昭和 63 年 2 月 平成 3 年 9 月 平成 20 年 10 月 平成 21 年 8 月 平成 23 年 4 月 平成 25 年 6 月 平成 27 年 4 月 平成 27 年 4 月	㈱スパロージャパン入社 テンプスタッフ㈱入社 テンプホールディングス㈱取締役就任 グループ業務・IT 本部長 テンプホールディングス㈱グループ業務・IT 戦略本部長 テンプホールディングス㈱グループアウトソーシング戦略本部長 テンプスタッフ㈱取締役副社長就任 テンプホールディングス㈱取締役兼執行役員就任（現任） テンプスタッフ㈱代表取締役副社長就任（現任）
上園 裕二 (昭和 39 年 12 月 10 日生)	平成 2 年 4 月 平成 13 年 4 月 平成 14 年 4 月 平成 16 年 4 月 平成 25 年 6 月 平成 26 年 9 月 平成 27 年 2 月	テンプスタッフ㈱入社 エクスト㈱取締役就任 テンプスタッフ・テクノロジー㈱取締役就任 テンプスタッフ・テクノロジー㈱代表取締役就任 テンプスタッフ㈱取締役就任（現任） テンプスタッフ・クロス㈱取締役就任（現任） ㈱キャリアライズ 取締役就任（現任） テンプスタッフ・カメイ㈱取締役就任（現任）
齋藤 隆行 (昭和 43 年 12 月 27 日生)	平成 3 年 4 月 平成 7 年 3 月 平成 14 年 1 月 平成 18 年 4 月 平成 22 年 10 月 平成 23 年 11 月 平成 26 年 4 月	㈱エイエイピー入社 テンプスタッフ㈱入社 テンプスタッフマーケティング㈱取締役就任 テンプスタッフ S P ㈱取締役就任 テンプスタッフ㈱マーケティングカンパニー カンパニー長 テンプスタッフ・メディア㈱代表取締役社長就任 テンプスタッフ㈱ワークシェアリングカンパニー カンパニー長（現任）
佐々木 徹 (昭和 47 年 5 月 14 日生)	平成 7 年 4 月 平成 10 年 3 月 平成 13 年 11 月 平成 14 年 4 月 平成 20 年 4 月 平成 25 年 11 月	豊商事㈱入社 AIU 損害保険㈱入社 テンプスタッフ㈱入社 テンプスタッフ・テクノロジー㈱入社 テンプスタッフ・テクノロジー㈱ITE 事業部 部長 テンプスタッフ㈱CAD・DTP デザイン事業部 部長（現任）

以 上